

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月19日

【会社名】 株式会社大和証券グループ本社

【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 荻野明彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 関山亮

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 関山亮

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,351,698,578円
(注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額(会社法上の払込金額の総額)であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	891,034株(注 2)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2026年6月19日開催の執行役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」といいます。)の割当予定先は当社グループの従業員持株会である大和持株会(以下「本持株会」といいます。)であり、発行数は、想定対象者の全てが本持株会に入会した場合に見込まれる本有価証券届出書提出日における上限株数のため、変更になる可能性があります。
3. 本募集は、会社法第199条等の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
4. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式についての定めを定款に定めております。

第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する等の株式の内容を有しており、法令に別段の定めがある場合を除き、当該優先株式の株主は株主総会において議決権を有しておりません。これは、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する等の株式の内容を有することにしたことによるものです。ただし、優先配当金が発行条件通り支払われない場合には、配当の支払いが再開されるまで議決権が発生することとなります。第1種優先株式及び第2種優先株式の株主は、普通株式を対価とする取得請求権を有しております。当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式及び第2種優先株式の全部を、普通株式を対価として取得します。また、当社は、一定の場合に、金銭を対価として第1種優先株式及び第3種優先株式を取得できることを定めております。さらに、当社は、各優先株式について定める一定の事由が生じた場合に、普通株式を対価として又は無償で、各当該優先株式の全部を取得することを定めております。

当社は、定款において、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式の株式の内容として、会社法第322条第2項に規定する同条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨は定めておりません。

なお、本有価証券届出書提出日現在、優先株式の発行は行っておりません。

5. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	891,034株(注) 2	1,351,698,578(注) 3	
一般募集			
計(総発行株式)	891,034株(注) 2	1,351,698,578(注) 3	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 本募集の割当予定先は本持株会であり、発行数は、想定対象者のすべてが本持株会に入会した場合に見込まれる本有価証券届出書提出日における上限株数のため、変更になる可能性があります。
3. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月18日(執行役員決議日の前営業日)までの30営業日間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,517(注) 2		1株	2026年7月21日		2026年7月22日

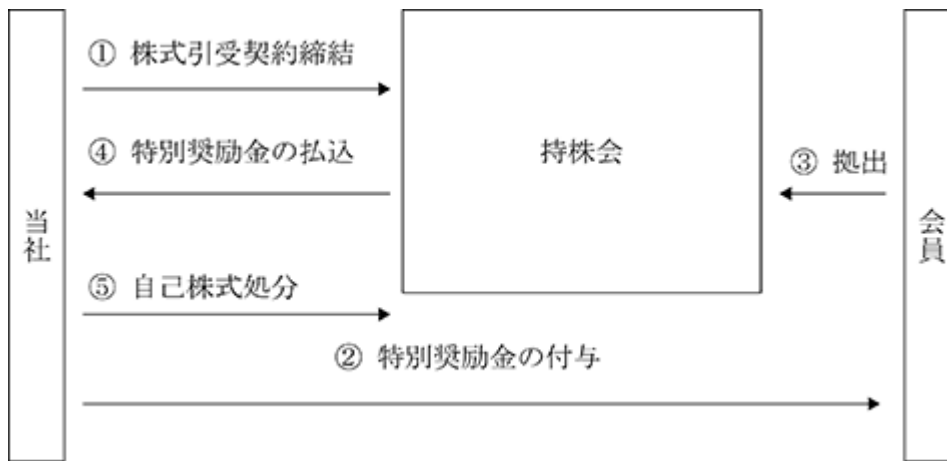
(注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月18日(執行役員決議日の前営業日)までの30営業日間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値としております。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に株式引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとします。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当社及び割当予定先との間で株式引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

本制度の仕組み

本制度では、本持株会の会員(以下「会員」といいます。)を対象に、会員に従来付与していた一定率の奨励金に加えて、拠出金額によらず、一律10万円の特別奨励金(以下「本特別奨励金」といいます。)を付与し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分(本自己株式処分)するもので、第三者割当の方法により実施することになります。本自己株式処分の実施時期は、毎年7月頃を予定しております。

具体的な運用にあたっては、本持株会が本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みすることにより、当社普通株式の処分を受けることとなります。



当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受に関する株式引受契約を締結します。
 当社が本持株会の会員に特別奨励金を付与します。
 本持株会の会員は、本持株会に対し特別奨励金を拠出します。
 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取り纏め、第三者割当の払込みを行います。
 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。

本持株会は本自己株式処分に係る執行役会決議を経て、十分な周知期間を設けて社員に対する入会募集を実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、本有価証券届出書に記載しました発行数及び発行価額の総額は最大値であり、入会の募集の終了後に確定する予定です。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社大和証券グループ本社 人事部	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,351,698,578(注) 2、(注) 5	555,000(注) 3、(注) 4	1,351,143,578(注) 5

- (注) 1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。
2. 払込金額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月18日(執行役員決議日の前営業日)までの30営業日間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値に発行数の見積数量を乗じて算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。
5. 払込金額の総額及び差引手取概算額は、本有価証券届出書提出日における見込額の為、変更となる可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、当社から本持株会の会員に対して特別奨励金を付与し、割当予定先が当該会員から当該奨励金の拠出を受け、これを払い込むものであります。

なお、上記差引手取概算額1,351,143,578円につきましては、2026年7月以降、業務運営のための運転資金に充当する予定であり、実際に費消されるまでの間は、当社預金口座にて管理します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第89期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
2026年6月17日 関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第89期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月19日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大和証券グループ本社 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。